

# 健康保険被保険者等資格喪失連絡票

次の該当欄に✓を記入してください。

下記の者は、健康保険の被保険者の資格を喪失したことを連絡します。

下記の者は、健康保険の被扶養者として認定を抹消されたことを連絡します。

令和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_  
事業所 名称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印  
☎ \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_  
記

被保険者氏名 (住所) A	(昭和・平成 年 月 日生)					男・女
健康保険喪失年月日 (退職年月日) B	喪失 令和 年 月 日 (退職 令和 年 月 日)	被保険者等記号 ・番号 C				
被扶養者 D	氏名	生年月日	性別	続柄	被扶養者として認定 を抹消された日	退職以外のときの 喪失理由
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		年 月 日	
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		年 月 日	
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		年 月 日	
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		年 月 日	

(記入上の注意)

- B欄の喪失年月日は、退職年月日の翌日となります。
- (1) D欄の被扶養者欄は、認定を抹消された場合に記入してください。  
本人の資格喪失の際に、被扶養者がいる場合は、D欄も必ず記入してください。  
なお、被扶養者の異動だけの場合でもA、C、D欄は必ず記入してください。
- (2) 退職以外の理由の時は、「退職以外のときの喪失理由」は必ず記入してください。  
(例：収入が被扶養者認定基準を上回ったため 等)

## 健康保険被保険者資格を喪失された方へ

資格喪失されますと、家族の社会保険の扶養手続き、任意継続保険の手続き又は国民健康保険の手続きが必要です。社会保険の扶養の手続きは裏面を御確認下さい。又は、任意継続保険は20日以内に今までの健康保険者に、国民健康保険は14日以内に庄内町へ、手続きをお願いします。

### 【届出に必要なもの】

- 任意継続保険 … 直接、健康保険者にお問い合わせください  
国民健康保険 … 本連絡票及び印鑑、本人確認のできる書類（運転免許証等）

## ■社会保険の扶養について

### 1 会社等の健康保険の扶養になるためには

国民健康保険は会社等の健康保険に加入出来ない人のための保険です。会社等の健康保険に加入している方と同居している方は一度、被扶養者認定の基準を確認してみましょう。

<被扶養者認定の基準>

#### (1) 扶養範囲

- ① 配偶者、子、孫および兄弟姉妹、父母、祖父母などの直系尊属
- ② ①以外の同居している3親等内の親族（伯叔父母、甥姪とその配偶者など）

#### (2) 収入要件

年間収入 130 万円未満（60 歳以上または障害者の場合は、年間収入 180 万円未満）  
かつ 同居の場合 収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満  
別居の場合 収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

※認定の基準は一律の取り扱いではなく、生活の実態や実情により総合的に判断されます。健康保険によっては基準が異なる場合がありますので会社の担当者に聞いてみましょう。

### 2 国民健康保険税と会社等の健康保険料の違い

国民健康保険税は加入者全員の所得や人数割、世帯割等を算定根拠に世帯主に課税されますが、会社等の健康保険料は何人扶養となっても、働いている本人の保険料は変わりません。

### 3 健康保険の扶養と所得税(町県民税)の扶養

健康保険の扶養と所得税(町県民税)の扶養は一致する必要はありません。健康保険の被扶養者になっても所得税(町県民税)の扶養について同一の方の被扶養者として申告する必要はありません。